

標題

改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則実施
(香港政府及びシンガポール政府の取り扱い)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0626
発行日 2005 年 4 月 15 日

各位

1. 本テクニカルインフォメーションは、改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則実施に対する香港政府及びシンガポール政府の方針に関する情報をお知らせするものです。
2. 改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則では、旗国政府が自国船のシングルハルトンカーのフェーズアウト時期を越えて延命を認めることが出来ます。しかしながら、寄港国政府はこれらの延命が認められた外国籍船に対し入港を拒否出来る権限を有しています。香港及びシンガポール水域に入港する「外国籍船」に対する香港政府及びシンガポール政府の寄港国としての取り扱いをそれぞれ紹介致します。

(1) 香港政府

改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則に関する香港政府の実施方針を記すものとして、“Hong Kong Merchant Shipping Information Note No.11/2005”が website に掲載されています。

この Information Note によると、香港政府は以下の外国籍船に対し入港を拒否しています。

- 重質油以外の油を運送する 5,000DWT 以上のダブルサイドタンカー又はダブルボトムタンカーは、2015 年以降入港禁止 (13G(5)規則関連)
- 重質油以外の油を運送する 5,000DWT 以上のシングルハルトンカーは、2015 年又は船齢 20 歳のいずれか早い時期以降入港禁止 (13G(7)規則関連)
- 貨物として重質油を運送する 5,000DWT 以上のダブルサイドタンカー又はダブルボトムタンカーは、2005 年 4 月 5 日以降入港禁止 (13H(5)規則関連)
- 比重 900~945 kg/m³ の原油を運送する 5,000DWT 以上のシングルハルトンカーは、2005 年 4 月 5 日以降入港禁止 (13H(6)(a)規則関連)、及び
- 貨物として重質油を運送する 600~5,000DWT のシングルハルトンカーは、2008 年以降入港禁止 (13H(6)(b)規則関連)

“Hong Kong Merchant Shipping Information Note No.11/2005”は香港政府の web-site から入手出来ますので、ご参照願います。なお、自国籍に対する取り扱いについても、同 Information Note から入手出来ます。

<<http://www.mardep.gov.hk/en/msnote/msin.html>>

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(2) シンガポール政府

- (i) 改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則に関するシンガポール政府の実施方針を記すものとして、“Shipping Circular No.25/2004”が website に掲載されています。この Shipping Circular によると、シンガポール政府は、改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則で規定されている最終運航年限まで、シンガポール水域への入港を認めています。

“Shipping Circular No.25/2004”はシンガポール政府の web-site から入手出来ますので、ご参照願います。なお、自国籍に対する取り扱いについても、同 Information Note から入手出来ます。

<http://www.mpa.gov.sg/circulars_and_notices/shipping_circulars/sp_circulars.htm>

- (ii) シンガポールに入港する前の申告に関する規定を定める”Port Marine Circular No.9/2005” が website に掲載されています。この Port Marine Circular によると、シンガポールに入港する 5,000DWT 以上シングルハルトンカーに対して、入港 24 時間前までにポートマスターに申告書の提出を要求されています。

“Port Marine Circular No. 9”はシンガポール政府の web-site から入手出来ますので、ご参照願います。

<http://www.mpa.gov.sg/circulars_and_notices/portmarine_circulars/pm_circulars.htm>

- (iii) シンガポール海事当局との打ち合わせにより、シンガポール政府は、改正 MARPOL 附属書 I /13G 規則及び 13H 規則に適合しているか否かを確認するために、シンガポールに入港する外国籍船に対し IOPP 証書の改正 Form B の提示を 2005 年 4 月 5 日から要求することが明らかとなりました。よって、シンガポールに入港する前に現行の IOPP 証書 Form B を改正 Form B へ早急に書き換える必要があると思われま

本件に関するご質問及び緊急の対応につきましては、以下の部署にお問い合わせください。

日本海事協会 シンガポール事務所

Tel.: +65-62223133

Fax: +65-62255942

E-mail: sp@classnk.or.jp

3. 香港籍船及びシンガポール籍船の証書に関する取り扱いは以下の通りです。

(1) 香港政府

香港海事当局からの情報では、香港政府は、PSC 等でのトラブルを避けるために、香港籍シングルハルトンカーについては早急に IOPP 証書の改正 Form B に書き換えることを要請しています。このため、ClassNK では、香港海事当局からの指示に基づき、香港籍船のシングルハルトンカーに対し 4 月中旬までに IOPP 証書の改正 Form B に書き換え、船主殿に送付する予定です。

(2) シンガポール政府

シンガポール籍船については、2005 年 4 月 5 日までに IOPP 証書の改正 Form B に書き換えることを要請していることが海事当局との打ち合わせにより明らかになりました。このため、ClassNK では、シンガポール海事当局からの指示に基づき、この度 IOPP 証書の改正 Form B に書き換えを行い、船主殿に送付致しました。

(次頁に続く)

御参考までに、香港籍船及びシンガポール籍以外のタンカーについては、ClassNK は、IMO Unified Interpretation に従い、2005 年 4 月 5 日以降の最初の IOPP 定期的検査において改正 Form B に書き換えを行います。

なお、IOPP 証書 Form B 発行に関するご質問は、以下の部署にお問い合わせください。

日本海事協会 本部 情報センター 船級部

Tel.: +81-43-294-5784

Fax: +81-43-294-5660

E-mail: cld@classnk.or.jp

4. 各国主管庁の旗国政府及び寄港国政府としての取り扱いにつきましては、各国からの通知を受けて IMO が MEPC サーキュラーとして回章することになっておりますので、IMO website <<http://www.imo.org/home.asp>> 又は各国の website にも注意を払うことをお勧めします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp